

平成28年第1回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日           平成28年1月4日（月）

2. 招 集 の 場 所           坂町議会議場

3. 開 会（開 議）           平成28年1月4日（月）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君      |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君     |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君     |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君      |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君      |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副町長    | 岡崎泰充君 |
| 技 監    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 総務課長   | 中村政愛君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |
| 税務住民課長 | 中村輝彦君 |
| 産業建設課長 | 西谷伸弘君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 大畠英司君 |
|--------|-------|

係 長 車 地 広 敏 君

~~~~~〇~~~~~

## 8. 議 事 日 程

- |      |       |                                                     |
|------|-------|-----------------------------------------------------|
| 日程第1 |       | 「会議録署名議員の指名」                                        |
| 日程第2 |       | 「会期の決定」                                             |
| 日程第3 | 議案第1号 | 「坂町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」      |
| 日程第4 | 議案第2号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」 |
| 日程第5 | 議案第3号 | 「坂町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」    |
| 日程第6 | 議案第4号 | 「ベイシティー坂大規模改修工事請負契約の締結について」                         |

~~~~~〇~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(大島英司君) 着席ください。

○議長(川本英輔議員) ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異

議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、新年明けましておめでとうございます。平成28年第1回坂町議会臨時会が開催をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会の開会をお願いいたしましたところ、皆様方には、新年早々、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、4件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ、よろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、8番三登信秀議員、9番瀧野純敏議員、10番中 雅洋議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第1号「坂町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、日程第4 議案第2号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、日程第5 議案第3号「坂町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第1号「坂町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、議案第2号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、及び議案第3号「坂町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条3項の規定によって、議会の承認を求めるものでございます。

この3議案につきましては、関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人番号の利用が平成28年1月1日から開始されることに伴い、それぞれの税目において、減免を受ける手続の際、納税義務者等から提出を求める減免申請書に個人番号の記載を求めることとされておりました。

しかしながら、その後、国において個人番号の取扱いを見直す方針が示され、個人番号の記載を求めることによって生じる納税義務者等の負担を軽減するため、申告書等の主たる手続と併せて提出される書類や、申告後に関連して提出されると考えられる一定の書類については、個人番号の記載を要しないこととする見直しが行われ、地

方税法施行規則が改正されたことに伴い、税の減免を受ける際の減免申請書から個人番号の記入欄を削るための改正でございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入りますが、質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと1点だけ。専決処分第10号のほう。これの新旧対照表があるんですが、これ、先ほど町長が言われよった内容と、ちょっとそこまではあまり触れてないような感じの条例なんですけど、ちょっとこの、要は現行と改正案、ポチに対して及びがついとるだけと見たんだけど、これに関して、どうしてこういうふうに変更されたんかなど。

例えば、議会の広報委員会だったら、かえって読みにくくなる。次でまた及びが来るけん、及び及びが続くから。これ、改正案でどうして、国のほうからこういうふうな文章にせえというのが来たんですか。その辺をちょっとお聞きしたい、一般的にはこれ、及び及びが続くけん、今までのほうがいいような気がしたんで、ちょっとここで聞いてみようということです。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） これに関しましては、改正については、町独自に決定をするものではございますが、こういった税条例の改正につきましては、総務省のほうから標準的なものが示されますので、本町におきましても、今回の改正におきましても、その標準の改正分をそのまま使ったものでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） そうした場合、ちょっとこれ、おかしいよねって、上に提案じゃないけど、そういう話というのは、できんような仕組みなんですか。上からもう、文章はそのまま使うてくださというふうな、阿吽で来るような状況なんかね、その辺だけをもう一点お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） 先ほども申しましたが、改正に関しては、町が決定するものでございまして、何もその標準のものを使う必要はございませんが、今回につ

きましては、妥当であるという判断の下で、総務省からの標準のものを使ったということでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入りますが、討論、採決は一括とせず、議案毎に分割して行います。

議案第1号についての討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 「坂町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 次に、議案第2号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第2号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 議案第3号について、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第3号「坂町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第4号「ベイシティー坂大規模改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「ベイシティー坂大規模改修工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、昨年12月9日に実施予定としておりました入札会が不調となったことに伴い、不調理由を調査いたしました結果、標準的な積算価格と実勢価格に大きな開きがあることが判明いたしました。

そのため、特に乖離が大きな工種につきまして、入札参加業者からの見積りを基に、工法と設計金額の見直しを行い、先般、歳出予算の補正につきまして議決をいただいたところでございます。

その後、改めて優秀業者10社を指名いたし、12月28日に指名競争入札を執行する予定といたしておりましたが、この入札につきましても、入札前9社から辞退届

が提出され、入札参加者が2者を満たさなくなったため、不調といたしました。

このような状況から、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、応札意思のあった1社、株式会社竹中工務店広島支店から見積書を徴取いたしましたところ、予定価格を下回ったため、この見積金額8,100万円に落札いたしましたので、この契約の締結につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この工事の工期は、平成28年3月31日といたしております。

工事の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） それでは、ベイシティー坂大規模改修工事にかかる工事の概要について、お手元の資料により、御説明いたします。

平成24年度において策定した、坂町町営住宅長寿命化計画における、事業実施計画に基づき、供用開始後18年が経過したベイシティー坂について、計画的に改修工事を行うものであり、県の地域住宅計画、広島県における安全安心な住環境の形成、広島県内地域にも位置づけられており、公営住宅等総合改善事業として行うものでございます。

主な内容といたしましては、工事概要にあります建設工事は、長寿命化を目的とする屋根防水の改修、外壁及び塗装の改修、また、建具改修は安全性確保を目的とする玄関錠の取り替え、電気設備工事は共用部の照明器具の取り替え、機械設備は、台所や風呂場の換気口の改修などを行うものでございます。

ベイシティー坂の入居者の方には、御不便をおかけしますが、細心の注意を払って工事を進めてまいります。

工事施工に当たりましては、受注者に対し、安全対策等の指導を十分に行い、工事災害の防止に万全を期して事業を実施してまいります。

以上で、ベイシティー坂大規模改修工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります、質疑はありますか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今説明のあった件で、外壁改修いうのと、塗装改修、これは同じことなのかな。要は一つのこと、要は外壁を塗装、色を塗り替えるということ



を二つに分けると、そういうふうに見ていいんですか。別途のものもあるということですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 外壁改修工事と塗装改修でございます、外壁改修につきましては、現在あります塗装をはがした後、ひび割れ等の箇所の補修を行うことからひび割れ等の補修は外壁改修と位置づけております。また、その補修が終わった後に、また新たな長寿命化の塗料を塗布するというので、二つに分けております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） これでですね、金額的にこの金額が妥当なのかどうか。どうしてか言ったらですね、まずこれ、10社の中で9社辞退しておりますね。前回のSunstar Hallの太陽光にしても、みんな辞退して1社になったと。その辺何か、もう少し上げておけば、競争入札ができたんじゃないかなと、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今回の応札で、9社が辞退ということでございますが、この辞退した理由というのは、それぞれの会社の技術者とか、そういうものがあるとは思いますが。設計金額が妥当かということでございますが、先ほどの町長の答弁でもありましたように、当初見積り徴取をした乖離という部分を精査した結果、その部分につきまして、指名をした10社から見積りを聴取し、4社の応札ございました。これらの価格を再度見直す中で、数字を標準的な価格という、市場性の価格を見まして、妥当な金額ということで、再度設計をし直した結果の、今回、設計額でございますので、現在妥当ということで考えております。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） ちょっと補足説明をさせていただきます。公共工事を発注するに当たりましては、やはり税金でやってるものでございますので、標準的な歩掛かり、単価、そういったものをもって、予定価格に据えて、その妥当な価格、標準的な価格をもって落札をしていただくという仕組みでございます。

そこらは重々御承知のとおりだとは思いますが、今回におきましても、そのように予定価格を設定いたしました。町長からの説明にもございましたとおり、東北の

大震災の影響、あるいは東京オリンピックの影響、そういったことが作用しております。資機材、労務、こういったところが特に高騰しているといった部分が、我々が標準価格で設定していたよりも、予想を超えて単価に差が出てきてしまっていた。具体的に申し上げますと、ここで言うと、足場ですとか塗装で、左官さんが出てくるんですけれども、そういった、人間さんの部分が、どうしても単価が高くなってきている、こういったところが影響が出てきたというのがわかりましたものですから、そこらを見積り徴取方式によって、新たに妥当な価格として、直近の妥当な価格を設定し、予定価格に反映させて、契約になったということでございます。それが妥当かどうかというのは、もう競争の、こういった公共工事の入札契約手続ですので、それ以外にも、いろんな様々な影響があろうかと思えます。例えば、3月末までの工期の中でやっていかななくてはいけないとかいう制約があるだとか、様々なことが関係してくると思えますので、そういった中で妥当な価格、できるだけ妥当な額で契約をしたいと、こういうふうな考えで進めてきた結果でございます。

御理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（滝野純敏議員） 私の言いたかったのは、工事自体じゃないんですよ、全体から考えて、素人として考えたらですよ。そのSunstar Hallやったのもこの竹中工務店、それから、今度太陽光をやったのも竹中工務店。またこれも、辞退辞退の中で竹中。通常考えてみたら、今の入札制度の中で、続けて三つも四つも同じところになることに不審がられやせんか思うて質問しただけのことですから、よろしく。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

○11番（大田直樹議員） 不調に終わった経緯を先ほど町長が説明されました。そして、見直した結果、今説明のあったとおり、ちょっと単価を上げてみたいなおことをおっしゃいました。

それでもなおかつこのように、辞退が出ております。ちょっと懸念いたすところは、やはり入札いう制度が崩れて、もう随意契約、随意契約。こういうふうなことが何件か、こういうことが続きますと、町民にしたら、談合じゃないか。そういうふうな懸念も出てくるんじゃないかと思えますが。こういうふうな、町が、これなら応札してくれるんじゃないかという数字を出して、なおかつ辞退が出たということが問題。それ

で、それに対して応札しなかった指名入札業者に対して、何度か辞退をされるということは、指名から外す、そういったペナルティみたいなものはあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 9社が辞退されたわけですが、その9社に対してのペナルティはございません。それぞれ、各企業さんの会社の事情とか、いろいろな人の配置とか、いろいろあるかと思しますので、その辺の辞退の理由等までは、当町は求めておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） じゃあ、そのペナルティを課すようなことを、町として考えてはいないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） やはり、会社の事情もあろうかと思しますので、ペナルティは考えておりません。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 会社の向こう合わせだけで、なぜペナルティを課すことはできないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 当町も入札にかかる、例えば不良工事であるとか、あるいは工事中事故があったとか、そういったような法的な部分での瑕疵があった場合には、当町もそういう規定を設けておりまして、いわゆる指名除外の制度もございます。

ただ、今回の入札にかかる指名選定にかかる入札、応札については、独自と言いますか、その社のいわゆる内容までは、当町は斟酌しないことになっておりまして、その部分についての、指名除外の規定はございませんので、このことによってペナルティを課すということは予定をしておりません。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） ないからペナルティを課さない、私はそこを言っとるんじゃない。何度かあれして、する気がないんなら、町民からいつもいつも談合じゃ、こうやって、入札や何じゃなんか言われたときに、やはり私らが町民に対してどういふふうに答える。やはり何とか、辞退辞退いうんであれば、それ、続いたときにはもう

指名から外すいうふうな、強固な姿勢も必要なんじゃないでしょうか。そのところを言っておるんですよ。向こう、事情合わすだけでなく。町が調べた結果、いろんなものが高騰しとって、これなら大丈夫だろうという答えを出してきとるのに、応札しないということは、裏で、今回うちがするから、おたくら、談合というのは、うちなんぼで出そうけん、こうこうこうで、おたくはなんぼで出してくれ、おたくはなんぼで、次に回すけんみたいなのが談合であって、これもていのいい談合ととられても致し方ない。町としたら、しっかりと、これなら応札してくれるいう金額を出しておきながら応札してない。やっぱりそれは、ペナルティの対象になるんじゃないんですか。そのところをしっかりと課内で、庁舎内で検討する必要があるんじゃないですか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 今回、このベイシティ坂の大規模改修工事の発注につきましては、年度予算の配分という都合もございまして、年度の途中での発注ということになりました。したがって、年度の4月の頭であれば、各会社が技術者を、どういうんでしょう、ほかの工事を請けて、その技術者を当てていなくとも、ない場合が多いので、よく手が上がるという傾向がございまして。

したがって、今回につきましては、お金が合わなかったという部分ですとか、年度途中で発注をし、工期的に、3月末までの工期が短かったとか、様々な要因が、手が上がらなかったものの中にあります。ただし、そういったところを踏まえて、できるだけ価格だけでも近づけていこうというふうなことで、庁内で話をしまして、今回。もう一度優秀な企業を指名させていただいて、このお金であれば、もしかしたら受けてもらえるかもしれないというふうな考えで発注をさせていただいたということで、基本的に、入札契約手続にお呼びして、甲乙対等、発注者と受注者が同じ立場で入札契約手続を行う中で、今回のケースでペナルティを課すということは、ちょっと考えづらいというふうに考えているところでございまして。

いずれにしても、今回一つ有利であったと思われるのが、もともとつくった会社が竹中ですので、そこらのノウハウを持っている会社は、補修をする上でも、中身がよくわかっているので、価格を抑え気味でも施工ができるという判断の下に、このお金で札入れをしてもらえたんじゃないかというふうに、考えているところでございまして。

いずれにしても、これでもしまた落ちなければ、また見積りないしは、新たな

対策を講じて発注の手續に入っていく必要があるかというふうに考えていたところ  
でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 特異なケースということで、事情は説明いただきました。

これが3月、ちゃんとあれして、そういった予定の中での流れであれば、そういうケ  
ースもなかったのかないうふうな御説明でございました。でも、そういったときにも、  
今回は特異なケースということで、辞退者がそういった、なかなか組めない、工期  
も短いみたいなことで、承りました。

しかし、これが今度、今藤原技監が言われたように、特異でなくて、そういったこ  
とがあったときには、ペナルティはないというふうに断言されておりますけど、そう  
いったときの、今度はペナルティは、やはり設けなきゃいけないのかないうふうなお  
考えはないですか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 町が入札を行う場合には、指名業者選定委員会というのを  
設けて、業者の選定を行っております。この工事の内容、工事の金額の大きさによっ  
て、ランク付けもしておりますし、また、更新によって、その実績がある会社かどう  
かというようなことも、判定をしながら、その指名業者選定委員会のほうで、どうい  
う業者に参加いただくかを、その都度選定いたしております。

ほとんどの入札では、こういった、不落になることは、ほとんどないわけなんです  
が、今おっしゃられたように、この特異な状況があって、今回、入札にはならなかつ  
たということですが、今後、指名業者選定委員会においても、そこら辺も含めな  
がら、要は入札に参加しないことにもって、ペナルティに直接というのはなかなか難  
しいところではあるんですけども、総合的に、その選定委員会のほうでも、そこで御  
意見も踏まえながら、また検討して、入札都度、優秀な業者の選定を行いたいと思  
っております。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） すみません、前提で申し上げればよかったです、この  
入札の際には、辞退をすることが自由ということ、公共団体の入札には、前提とし  
てうたっておりますので、そこら辺の中での、業者さんの各個別の事情によって、今

回の判断であったのだらうとは思いますが。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります、討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「ベイシティー坂大規模改修工事請負契約の締結について」  
を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最後に町長より発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成28年第1回坂町議会臨時会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。これからも厳しい寒さが続きますが、皆様方におかれましては、御自愛をくださいませ、この1年が御多幸でありますよう、お祈りを申し上げますとともに、今後もお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これで平成28年第1回坂町議会臨時会を終了いたします。

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（大島英司君） 一同、御礼。

（閉会 午前10時38分）